

里親への研修のご案内

裏面のとおり、市町村での児童家庭相談が円滑に行われるよう、市町村の児童家庭相談担当職員を対象とした実務者研修が開催されます。

平成21年4月の児童福祉法の一部改正により養育里親には所定の研修の受講が義務づけられました。

つきましては、この研修を所定の里親認定前研修の一部として取り扱い、養育里親を希望される里親を対象に、受講者を募集します。

これまでの研修受講歴が2日間の所定の座学研修時間に満たない方、特に、あと1日足りない方は、是非、この機会に受講してください。

○研修名 平成21年度 市町村児童家庭相談援助実務者研修

○とき 平成21年 4月28日(火) 9:30～16:30

○ところ 奈良県社会福祉総合センター 6階 中会議室
(当日は、公共交通機関を御利用下さい。)

○日程 裏面を参照下さい

○参加対象 養育里親として所定の(座学)研修の受講時間(2日間)を満たしていない里親

○募集人数 20名(定員を上回る申込みがあった場合は、先着順とさせていただきます。)

○申込締切 平成21年4月20日(月)までに下の『参加申込書』をFAXまたは郵送して下さい。

○託児 今回の研修は、託児サービスは有りません。

○お問い合わせ・申込先

奈良県中央こども家庭相談センター(〒630-8306奈良市紀寺町833)

里親委託推進員:松林 まで

電話:0742-26-3788、FAX:0742-26-5651

◇平成21年度『市町村児童家庭相談援助実務者研修』参加申込書

里親名	男・女(里親登録番号:)
	男・女(里親登録番号:)
住所(電話)	(電話)

平成21年度市町村児童家庭相談援助実務者研修実施要領

1. 目的

児童福祉法の一部を改正する法律により、平成17年4月から、児童家庭相談に応じることが市町村の業務として明確に規定され、市町村の児童家庭相談が円滑に行われることが求められている。

とりわけ、児童虐待は児童の安全・安心を脅かし、時には生命をも奪う深刻な問題であり、その対応・援助は重要な課題となっている。

このような状況において、市町村における児童家庭相談担当職員の知識と技術の向上が必須であるのと同時に、地域におけるきめ細やかな対応や援助も望まれるところである。

これらのことから、市町村児童家庭相談援助実務者研修を開催することで、児童家庭相談の実務について、理解を深めるとともに、こども家庭相談センター・市町村との連携を強化することを図る。

2. 主催

奈良県中央こども家庭相談センター ・ 奈良県高田こども家庭相談センター

3. 対象

<講義 I>

- ・市町村児童家庭相談若しくは要保護児童対策地域協議会調整機関担当職員
(管理・監督者含む)

<講義 II>

- ・平成20、21年度に児童家庭相談若しくは要保護児童対策地域協議会調整機関担当職員を新たに管理・監督することになった市町村職員
- ・平成20、21年度に新たに児童家庭相談もしくは要保護児童対策地域協議会調整機関の担当となった市町村職員

4. 日時・場所・内容<中央・高田合同開催>

主催	中央こども家庭相談センター ・ 高田こども家庭相談センター	
日時	平成21年4月28日(火) 午前9時30分～午後4時30分	
場所	奈良県社会福祉総合センター(橿原市大久保町302-1)6階中会議室	
内容	受付	9:10～9:30
	(1)開会・挨拶	9:30～9:40
	(2)講義I	9:40～12:10
	演題：児童福祉と児童家庭相談の基礎 講師：立命館大学大学院応用人間科学研究科 教授 野田正人	
	休憩	12:10～13:00
(3)講義II	13:00～16:20	
	①市町村児童家庭相談の実務	
	②こども家庭相談センターの機能と役割	
	③児童虐待への対応と要保護児童対策地域協議会の運営	
(4)閉会	16:20～16:30	